

**平成28年11月12日 関東運輸局法令試験問題**  
**(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏)**

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、平成28年5月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。
- 2 本試験問題中「個人タクシー事業」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 3 本試験問題中「事業者」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業者(1人1車制個人タクシー)」とする。
- 4 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。
2. タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はありません。
4. 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。
5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持する必要はありません。
6. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに替えることができます。
7. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わることが規定されています。

8. 事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客の運送を継続すること等に関して適切な処置をしなければなりません。
9. 事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5 m<sup>2</sup>大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
10. タクシー乗務員は、タクシーに乗務したときは、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離などを乗務記録に記録しなければなりません。が、天候については記録する必要はありません。
11. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは6月以内において期間を定めて当該事業の停止を命ぜられることがあります。
12. 事業者の営業区域外から旅客を乗車させ、その着地が当該事業者の営業区域外である場合、当該事業者の営業区域を通過していても道路運送法違反になります。
13. タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させれば、列車に対し適切な防護措置をとる必要はありません。
14. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。
15. 道路運送法には、一般旅客自動車運送事業者は、利用者利便の向上が最も重要であることを自覚し、絶えず営業収入の確保に努めなければならないことが規定されています。
16. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要はありません。
17. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
18. 事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。
19. タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を乗務記録に記録しなければなりません。

20. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはなりません。
21. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則として、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。
22. 「事故の原因」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
23. タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
24. 個人タクシー事業に係る料金のうち、待料金、迎車回送料金及びサービス指定予約料金以外の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できます。
25. 道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車には、国土交通省令の定めにより検査標章が表示されていれば、自動車検査証を当該自動車に備え付ける必要はありません。
26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる時、又は旅客の運送を容易に継続することができる時であっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
27. 事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
28. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。
29. 道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、收受した運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。
30. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によることが規定されています。
31. 事業者の運送約款には、事業の休止に関する事項を定めなければなりません。

32. 事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から3月31日の1年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。
33. 期限更新日において年齢が満65歳以上の事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
34. タクシー事業者は、介助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬）を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。
35. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
36. 事業者が、旅客の運送を目的としないで運行している場合は、個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示する必要はありません。
37. 事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければなりません。
38. 事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知に従って、納付期限までに負担金を納付しなければなりません。納付期限までにその負担金を納付しないときは、延滞金を納付する義務を負います。
39. 事業者は、個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。
40. 一般乗用旅客自動車運送事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の許可を取り消されることがあります。

Ⅱ 次の条文の４１から４５までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(道路運送法)

第八十六条 免許、許可、登録又は認可には条件又は(４１)を付し、及びこれを(４２)することができる。

２ 前項の条件又は(４１)は、公衆の(４３)を増進し、又は免許、許可、登録若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な(４４)のものに限り、かつ、当該道路運送事業者(道路運送事業を経営する者をいう。以下同じ。)又は自家用有償旅客運送者に不当な(４５)を課することとならないものでなければならない。

ア 最小限度

イ 範囲

ウ 期限

エ 義務

オ 福祉

カ 変更

キ 制限

ク 延長

ケ 解除

コ 利益

氏名 \_\_\_\_\_

平成28年11月12日実施 関東運輸局  
(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題  
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

平成28年11月12日実施 関東運輸局

(特定指定地域・東京都特別区武三交通圏、京浜交通圏) 法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。従って運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

I

1	×	2	○	3	×	4	○	5	×
6	×	7	○	8	○	9	×	10	○
11	○	12	○	13	×	14	×	15	×
16	×	17	○	18	○	19	×	20	○
21	○	22	○	23	○	24	○	25	×
26	×	27	×	28	○	29	○	30	○
31	×	32	○	33	○	34	×	35	×
36	○	37	○	38	○	39	×	40	○

II

41	ウ	42	カ	43	コ	44	ア	45	エ
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---